

令和4年度  
三芳町住宅用太陽光発電システム等  
設置費補助金 申請の手引き



新エネルギー導入の促進及び温室効果ガスの排出量の削減を図ることを目的に、地球温暖化の原因である温室効果ガスを排出しない環境にやさしいエネルギーである太陽光発電システム等に対し、設置費用の一部を助成します。

# 1. 補助の対象、補助金の額

## (1) 補助対象設備

### ア 太陽光発電システム

次の要件にすべて該当するもの

- ① 財団法人電気安全環境研究所 (JET) の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの。
- ② 電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連結をしていること。
- ③ 電力会社と電灯契約を締結していること。
- ④ 未使用品であること。
- ⑤ 住宅の屋根等への設置に適しているもの。

### イ 定置用リチウムイオン蓄電池

次の要件にすべて該当するもの

- ① 太陽光発電等により発電した電力又は夜間電力などを利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもの。
- ② 設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上であること
- ③ 当該年度に購入及び設置をしたものであること。
- ④ 未使用品であること。

## (2) 補助対象者

次の要件にすべて該当している方

町内の既存住宅、新築住宅、すでに太陽光発電システム等が設置された建売住宅に1キロワット以上の太陽光発電システムを設置する方、設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上を設置する方。

- ① 住宅に自ら居住する方、若しくは申請年度内に町内に居住する予定のある方。
- ② 住民基本台帳又は外国人登録原簿に記載のある方。
- ③ 太陽光発電システム等を設置する建築物、敷地等に建築基準法、都市計画法の違反がない方。
- ④ 町税等を滞納していない方。
- ⑤ 当該補助金の交付を受けていない方。

※ 併用住宅の場合は、住宅部分の面積が総床面積の2分の1以上の住宅のみ対象となります。

## (3) 補助金の額

- ① 発電システムの最大出力が1キロワット以上のものに 一律50,000円
- ② 設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上であるものに 一律50,000円

## 2. 申請の方法

### (1) 申請受付

令和4年5月2日（月）から令和5年2月28日（火）まで

※ 申請の受付は先着順で行います。

※ 予算額を超えた時点で、受付は終了します。

### (2) 申請窓口

補助金の交付を受けようとする方は、申請書類を環境課環境対策担当の窓口まで提出してください。

申請用紙については、町ホームページでダウンロードするか、環境課環境対策担当窓口にて配布します。

※ 必ず、工事着工前（太陽光発電システム等が設置された建売住宅は入居前）までに申請をしてください。

※ 郵便や FAX での受付はしていません。

## 3. 交付申請

補助金の交付を受けようとする方は、工事着工前（太陽光発電システムが設置された建売住宅は入居前）に「三芳町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書」（様式第1号）に次の書類を添えて提出してください。

- ① 設置に係る経費の内訳が明記されている工事請負契約書、住宅売買契約書又は見積書の写し
- ② 発電システムの最大出力が確認できる書類の写し。ただし、①で確認できる場合は省くことができます。
- ③ 設置場所を示した地図（縮尺1，500分の1程度）
- ④ 設置工事着工前の現況写真（建売住宅の場合は除く）
- ⑤ 町税等の納税証明書又は非課税証明書（前年度1月1日以降の転入者については前市区町村のもの）
- ⑥ その他町長が必要と認める書類

## 4. 計画の変更

交付決定を受けた後に、申請の内容を変更しようとする方は、速やかに「三芳町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金変更承認申請書」（様式第3号）を次の書類を添えて提出してください。

- ① 三芳町太陽光発電システム等設置費補助金交付決定通知書
- ② 変更内容が分かる書類
- ③ その他町長が必要と認める書類



## 5. 計画の中止

交付決定を受けた後に、申請の内容を中止しようとする方は、速やかに「三芳町住宅用太陽光発電システム等設置中止・廃止申請書」（様式第5号）を提出してください。

## 6. 実績報告及び請求

補助金の交付決定を受けた方は、設置工事完了（建売住宅は入居）の日から30日以内、又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、「三芳町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金実績報告書」（様式第6号）及び「三芳町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付請求書」（様式第7号）に次の書類を添えて提出してください。

- ① 発電システム等の設置費等に係る領収書及び内訳書の写し
- ② 発電システム等の保証書の写し
- ③ 発電システム等の完成写真
- ④ 電力会社との系統連結に伴う電力受給契約書の写し
- ⑤ その他町長が必要と認める書類

※ 申請年度内に町内に居住する予定の方は、住民基本台帳又は外国人登録原簿に登録後に請求を提出してください。

## 7. その他

### （1）協力

補助金の交付を受けた方は、必要に応じて発電システムに関する資料の提供を求めることがありますのでご協力お願いします。

### （2）要綱

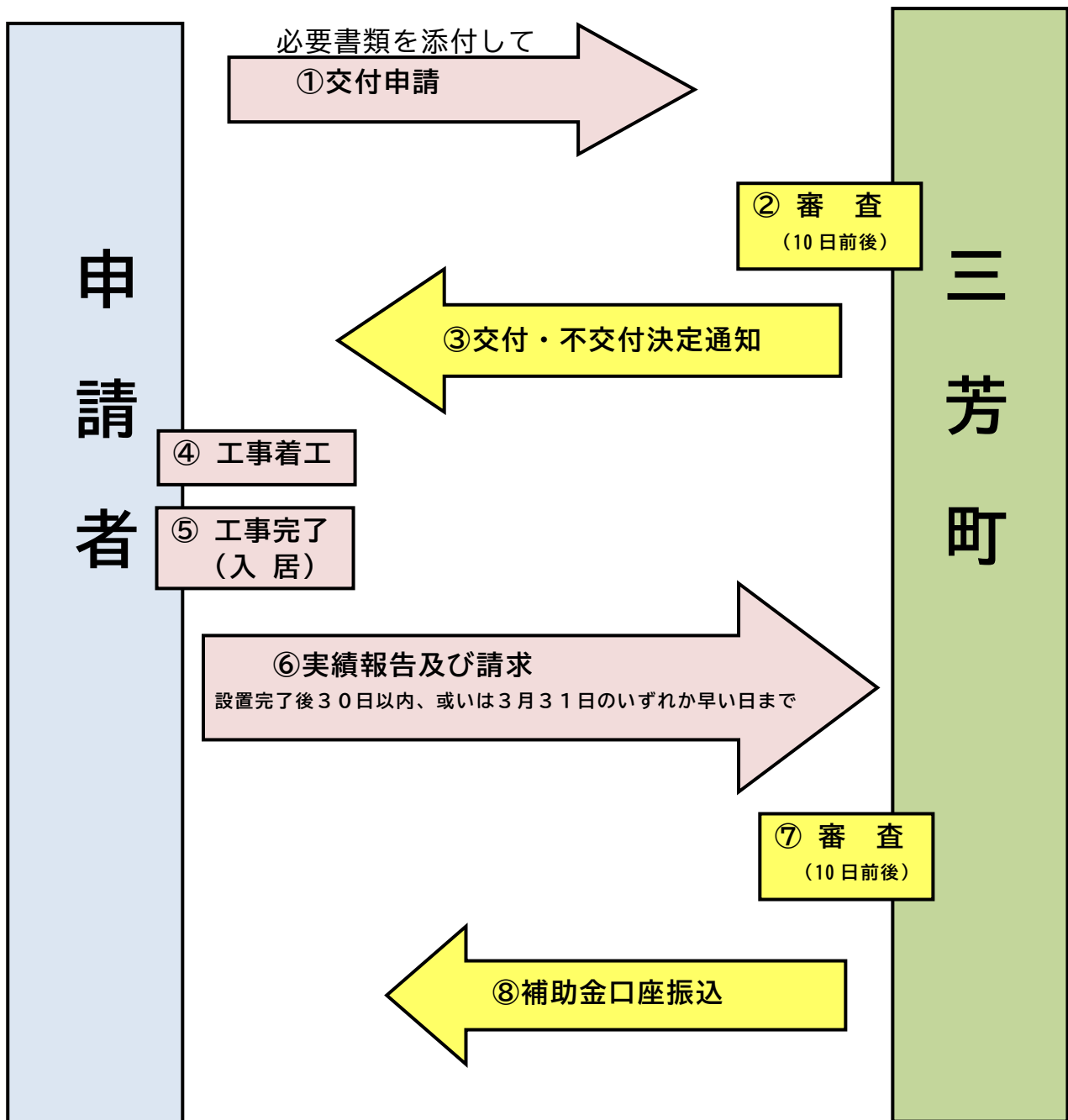
この住宅用太陽光発電システム等設置費補助金に関する事項は次の規則・要綱に定められています。町のホームページからご確認ください。

- ① 三芳町補助金の交付に関する規則
- ② 三芳町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

### （3）注意事項

- ① 現地調査を行います。
- ② 交付条件に一致しない場合や虚偽等が発覚した場合は、補助金を受けることが出来なくなります。補助対象に間違いがないように十分ご確認のうえ申請してください。不当に補助金を受けた場合は返還していただきます。

## 8. 補助金交付手続きの流れ





## 三芳町ゼロカーボンシティ宣言

三芳町では、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを目標としています。

■ 問い合わせ・申請先

三芳町環境課 環境対策担当

電話 049-258-0019